

高岡高等学校すずかけ会規約

第1章 名称及び事務局

第1条 (名称)

本会は、高知県立高岡高等学校「すずかけ会」と称する。

第2条 (事務局)

本会は、事務局を高岡高等学校内に置く。

第2章 目的

第3条

本会は会員相互の親睦向上を図り、母校の発展に貢献するを以って目的とする。

第3章 支援事業

第4条

本会は、その目的を達成するために次の支援を行う。

1. 進路指導及びクラブ振興のための補助
2. 母校発展のための環境整備等の事業
3. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4章 組織

第5条 (正会員)

高知県立高岡高等学校全日制卒業生及び併設中学校卒業生、ならびに既往在籍者であって役員会がこれを認めたもので構成する。

第6条 (準会員)

高知県立高岡高等学校全日制 PTA OB、および本会の目的に賛同する者であって役員会がこれを認めたもので構成する。

第7条 (特別会員)

高知県立高岡高等学校旧教職員及び現教職員

第8条 (支部)

学区外にあって、会員が在住する地方に於いては必要に応じ役員会の了承を得て支部を設けることができる。尚支部の規定は各支部に於いてこれを定める。

第5章 役員及び役員の業務

第9条 (役員)

本会は、次の役員をおく。

名誉会長 1 名

会長 1 名

副会長 2 名

理事 (卒業年度毎に 1 名選出する)

常任理事 (会長が委嘱し任期は 2 ヶ年とする。数は若干名とする。)

書記 2 名

監事 2 名

名誉会長は母校の現校長とする。会長、副会長、書記、監事は総会に於いて正規会員の中から選出し任期は 2 ヶ年とする。(ただし再任を妨げない。)

顧問をおくことができる。

第10条 (役員の業務)

会長は本会を総理し、会議の議長となる。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

理事は総会及び理事会に出席し、議事の審議・決定に参加する。

代議員は総会に出席し、議事の審議・決定に参加する。

書記は会議の記録並びに雑務に従事する。

監事は会計を監査し、総会ならびに役員会に報告する。

支部長は支部全般の事務を処理し、その状況を「すずかけ会」役員会に報告する。

顧問は会長の要請により、会長を補佐する。

第6章 事務局の構成及び事務局の業務

第11条（事務局の構成）

事務局員は若干名とし、会長から委嘱された正会員及び、現高岡高校教職員で事務局を構成する。

第12条（事務局の業務）

事務局は、庶務会計を担当する。

事務局は、総会、理事会及び役員会で議決された事項の事務を執行する。

第7章 会計

第13条

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月末日に終わるものとする。

特別会計から一般会計へ繰り入れすることができる。

第8章 総会、常任理事会及び役員会

第14条（総会）

総会は本会の最高決議機関とし、理事総会とする。総会は年に一度、会期の前半に開き、次の事項を行う。

1. 役員の改選
2. 予算の審議決定及び決算の承認
3. 会則の改正
4. その他重要事項の審議決定

第15条（常任理事会）

常任理事会は総会に次ぐ決議機関とし、会長がこれを必要と認めたとき、会長がこれを招集する。

第16条（役員会）

役員会は顧問、名誉会長、会長、副会長、書記、監事、事務局員で構成し、必要に応じてこれを開き、次の事項を行う。

1. 予算案の審議決定及び決算案の承認
2. 総会より委任された事項の審議決定
3. その他重要事項の審議

第9章 会議の招集及び決議

第17条

会議は会長がこれを招集し、出席者の過半数を以って決議する。賛否同数のときは議長がこれを決定する。

第10章 経費

第18条（入会金）

正会員は、入会金として金三千円を納入しなければならない。徴収方法は入学時に千円、卒業時に二千円を納入するものとする。

第19条（経費）

本会の経費は会費、寄付金、その他の収入を以ってこれにあてる。

附 則

1. 会員で、住所氏名の変ったものはその都度直ちに事務局へ通知すること。
2. 本規約は昭和27年5月1日を以って効力を発するものとする。
3. 昭和43年2月1日一部改正
4. 昭和47年5月1日一部改正
5. 平成19年8月11日一部改正
6. 平成20年8月26日一部改正
7. 平成23年8月19日一部改正
8. 平成30年8月25日一部改正
9. 令和4年6月27日一部改正